

令和3年3月24日（水） 場所 委員会室

○出席委員

委員長	高柳貴美代	委員	小口 俊明
副委員長	稗田美菜子	
委員	藤田 貴裕	議長	石井 伸之
”	藤江 竜三	副議長	望月 健一
”	住友 珠美		

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	波多野敏一

○協議事項

議題 1. 陳情第4号の不採択に伴う議員提出第1号議案の取扱いについて

午後4時28分開議

○【高柳貴美代委員長】 定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開きます。

◇

議題1. 陳情第4号の不採択に伴う議員提出第1号議案の取扱いについて

○【高柳貴美代委員長】 先ほどの本会議におきまして、陳情第4号が不採択となったことから、それに伴う議員提出議案の取扱いについて、御協議いただきたいと存じます。このことについて、議会事務局より説明をお願いします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、御説明いたします。

議員提出第1号議案は、委員会における陳情第4号の採択を受け、提出されたものでございますが、委員長から今御説明のありましたとおり、本会議におきまして、陳情第4号が不採択となったところでございます。

議員提出第1号議案の取扱いでございますが、前例では、議長の宣告により議決不要の取扱いとなっているところでございます。そのような取扱いでよろしいか、御確認を頂きたいと存じます。よろしく願いいたします。

○【高柳貴美代委員長】 説明が終わりました。

このことについて、御意見等を承ります。（「前例どおり」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。それでは、議員提出第1号議案について、議長の宣告により議決不要の取扱いとすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、本件につきましては、前例では議会運営委員長の報告は行っておりません。今回も同様に、報告はしないことと致したいと存じますので、御了承をお願いいたします。

◇

○【高柳貴美代委員長】 これをもちまして、議会運営委員会を散会と致します。お疲れさまでした。

午後4時30分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和3年3月24日

議 会 運 営 委 員 長

高 柳 貴 美 代